

(独)国立健康・栄養研究所 組織・業務全般の見直し当初案

1 事務事業の見直し当初案のポイント

1. 制度自体の見直しを行う事項

栄養情報担当者(NR)制度

これまで

NR認定制度は国立健康・栄養研究所が担当

見直し後

省内事業仕分の結果を踏まえ、NR制度に当該研究所が関与しないことを前提に第三者機関への事業の移管

※ただし、以下の点について留意が必要

- ①国の通知によるアドバイザースタッフの習得事項を満たす科学的な水準の維持と中立・公正な制度運営の確保
- ②既に資格を有している者の活動や養成講座受講生などの資格取得に支障を来さないよう配慮

2. 内容を見直し、推進する事項

(1) 調査研究

これまで

「運動基準」「健康日本21」等の厚生労働省の生活習慣病の重点政策に寄与

※具体的には

- ①生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究
- ②日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究
- ③「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究 など

見直し後

生活習慣病の予防を効率的に推進するため

- ①研究組織の見直しを行い、個人の生活習慣を決定する要因及び生活習慣病予防の環境整備に関する研究を推進する。
- ②情報部門の見直しを行い、国及び地方自治体に対し、科学的根拠に基づく情報の提供、施策の提言等を行うとともに、国民にも分かりやすい情報提供に努め、国民の健康づくりを推進する。

※具体的には

- ①糖尿病等の生活習慣病について、個人の遺伝素因や生活スタイルを反映した予防法の確立と普及
- ②「運動ガイドライン」、「食事摂取基準」策定に向け、科学的根拠の収集
- ③高齢者、子供を対象とした食事・栄養摂取状況の調査と食育の方法論などの確立と普及
- ④地域住民等を対象にした栄養疫学調査、国民健康・栄養調査等の関連研究 など

(2) 健康増進法に基づく業務、国際協力、産学連携業務

これまで

- ①法定業務である「国民健康・栄養調査」、収去食品の試験等
- ②WHOをはじめアジア諸国との栄養ネットワークの運営を行う国際協力
- ③大学・企業等との人的交流・共同研究の推進を行う産学連携業務

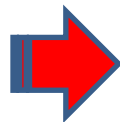
見直し後

- ①国民健康・栄養調査の効率的な執行等を継続するとともに、得られたデータの活用を通じて、科学的根拠に基づく子供の食育、高齢者の栄養摂取に資する施策の提示、普及を推進する。
- ②WHO研究協力センターの指定を受けてアジア諸国の国民健康・栄養調査、食品表示のシステム開発等の国際協力活動を推進
- ③知的財産権にかかる部門を設置して産学連携を推進

2 研究所組織の見直し(統合)案のポイント

これまで

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき(独)医薬基盤研究所との統合に向けた準備を行ってきたが、昨年12月の閣議決定により先の閣議決定は凍結されたところ。



見直し後

「研究開発法人のあり方の検討(文部科学省、内閣府)」や「独立行政法人・政府系公益法人等の抜本改革に向けた当面の進め方(平成22年6月18日行政刷新担当大臣)」の動向も踏まえつつ、他の研究開発型の独立行政法人との統合を行い、業務の効率化、合理化を図る。

3 組織の見直し当初案のポイント

職員の削減	・平成23年度に管理部門1名を削減 ・平成23年度以降の他の研究開発型の独立行政法人との統合により、さらに役員2名、事務職員3名を削減 ・この結果、国からの財政支出の削減に効果(5,300万円)
随意契約の見直し等取引関係の見直し	・入札時における公告期間の延長などさらなる競争性確保の推進
経費削減と自己収入拡大	・公募型研究に積極的に応募し、競争的資金の獲得を目指す。 ・プールや運動フロア等の研究施設のさらなる有効活用の可能性を検討
管理運営の適正化(人事管理・人件費を含む)	・平成23年度以降、役員2名、事務職員4名を削減することにより一層の削減効果を期待 ・ラスパイレス指数は100超(年齢勘案)のため、異動時に年齢・給与を勘案した配置、中途採用などによりさらに抑制